

「ひきこもり」について 相談できる場所があります

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

次のような状態の人はいませんか？

- ①自分の買い物、ドライブなどは外出できるが、それ以外での外出はできない。
- ②家族など特定の人であれば関わることができるが、それ以外の人とのつながりが無い。
- ③人と関わることに強い不安や緊張があり、学校や仕事を長期間休んでいる。
- ④生活リズムが乱れて、ほとんど自室で生活している。



ひきこもりに関する行動の一例です。もし当てはまることがある、またはひきこもりに関して困っていることがあれば、一人で悩まずに、まずはご相談ください。

相談窓口

- ・市の相談窓口 福祉課 ☎ 73-3015
 - ・県精神保健福祉センター ひきこもり支援センター「アンダンテ」 ☎ 087-804-5115
- ※受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。 メール相談：kokorosoudan@pref.kagawa.lg.jp

ひきこもり家族教室～マーガレットの会～

- 日 時 12月14日(火) 午後1時30分～
- 場 所 三野町保健センター
- 対 象 市内に在住するおおむね18歳以上のひきこもり状態にある人の家族
- 内 容 家族の立場からのメッセージ
ひきこもり経験者を交えての座談会
- 申込期限 12月7日(火) まで
- 申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015



居場所

■KHJ 香川県オーリーブの会女子会・家族会 in 三豊

- 日 時 毎月第2火曜日 午後1時30分～3時30分
 - 場 所 たかせ人権福祉センター
 - 問い合わせ 香川県オーリーブの会事務局 ☎ 087-802-2568
- ※初めて参加する場合は、土曜日の午前10時～午後4時の間に事前に連絡してください。

■リトリートたくま

- 日 時 毎週水曜日 午後1時～3時
- 場 所 詫間町詫間677-11 (場所が分からない場合は、問い合わせ先にご確認ください)
- 問い合わせ マインドファースト ☎ 090-9455-9164

■支援センターウイズ

- 日 時 毎月第1・3火曜日 午後4時～6時
- 場所・問い合わせ 支援センターウイズ(観音寺市) ☎ 24-8111

12月3日から9日は「障害者週間」です

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015 / FAX73-3023

「障害者週間」は、国民一人ひとりが広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

この機会に「共生社会(障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)」の実現に向けて、一人ひとりが普段の生活の中で自ら実施できる配慮や工夫について考え、取り組んでいきましょう。

障がいを理由とする差別をなくしましょう

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できることをめざして、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、以下のことが定められています。

①不当な差別的取り扱いの禁止

市役所や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

②合理的配慮の提供

市役所や事業者が、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(合理的配慮)を求めています。

〈良い例〉

- ・聴覚障がい者が、ホテルや娯楽施設などを利用するとき、筆談や手話などの方法を利用し、コミュニケーションをとった。
- ・飲食店の従業員が視覚障がい者から「メニューが見えないので選べない」と言われたので、メニューを読み上げたり食べたい物を聞き取ったりして一緒に選んだ。

〈悪い例〉

- ・障がいがあることだけを理由に、バスやタクシー、宿泊施設などの利用を一時的に断った。
- ・飲食店に入ろうとしている障がい者を障がいがあるということを理由に断った。



障がい者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒に受け入れに、ご理解をお願いします



ほじょ犬は、目や耳や手足など身体に障がいのある人の生活をお手伝いするために、特別な訓練を受けています。公共施設や公共交通機関、商業施設や飲食店、病院などでほじょ犬の同伴を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。

犬だからという理由だけで拒否せずに、受け入れにご理解をお願いします。

また、身体障害者手帳をお持ちの人で、盲導犬、聴導犬、介助犬の給付を希望する人は、福祉課にご相談ください。



障がい者を虐待から守りましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。また、虐待をされている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない場合もあります。そのため、市民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった「気づき」でも結構ですので情報をお寄せください。早めの気づきが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報や届け出をした人を特定する情報は守られます。



▶障がい者虐待に関する相談・通報先 市障害者虐待防止センター(福祉課内) ☎ 73-3015 / FAX 73-3023

※24時間受け付け。夜間や休日は宿日直が対応します。